

町・県民税申告の手引

兼国民健康保険税等申告

申告期限は3月15日です。

(ただし、国民健康保険税のみ申告される人は、4月15日です)

北方町

町・県民税の申告は、あなたの町・県民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明などの諸証明発行にあたって重要なものですので、申告書を必ず提出してください。

なお、令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで、北方町役場において「町・県民税の申告相談」を実施しますのでご利用ください。(土・日・祝を除く。ただし、2月25日(日)は実施。)

申告にあたっては、個人番号(以下「マイナンバー」という)の記載およびそれに伴う本人確認が必要となります。申告書提出の際には、マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)と本人の身元確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

申告をしなければならない人

1. 令和6年1月1日現在、北方町に居住し下記に該当する人

(1) 令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)に所得があった人

(2) 給与所得者で

ア 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人(日雇、パートなどで働いている人を含む)

イ 給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡など)があった人

(注) 所得税では通常、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、町・県民税については申告しなければなりません

ウ 雑損控除や医療費控除または寄附金税額控除などの各種控除を受けようとする人

(3) 公的年金所得者で

ア 公的年金等にかかる雑所得以外の所得がある人

(注) 所得税では通常、公的年金の収入が400万円以下でかつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、町・県民税については申告しなければなりません

イ 医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、その他「公的年金の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受けようとする人

(4) 令和5年中所得がない人で、福祉医療費助成を受ける世帯に属する人、国民年金免除の申請を行う人、所得がない旨の証明書の発行を必要とする人など、他の手続きにおいて必要な人

2. 国民健康保険税の申告が必要な人(令和5年中に所得がなかった人も、申告書の該当する箇所に記入の上、提出してください)

申告をしなくてもよい人

1. 令和5年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する人

2. 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書の提出があり、給与所得以外に所得がない人

3. 公的年金所得者で、公的年金の収入が400万円以下であり、公的年金所得以外に所得がない人

申告に必要なもの

1. 町民税・県民税申告書

2. マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類及び本人の身元確認書類

3. 扶養控除対象者などとして申告する人のマイナンバーがわかるもの

4. 給与所得者は源泉徴収票または支払者の証明書、事業所得者などは収支明細のわかるもの

5. 所得控除及び税額控除に必要な各種領収書または証明書等〔国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、農業者年金掛金、生命保険料(一般・個人年金・介護医療)、地震保険料、寄附金などで令和5年中に支払った金額等のわかるもの。医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書〕

非課税者

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

2. 次のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人・・・障害者、特別障害者、未成年者、ひとり親または寡婦

3. 前年の合計所得金額が次の金額の人・・・28万円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+10万円+16.8万円(控除対象配偶者または扶養親族を有する人のみ)以下の人

提出(郵送可)・問い合わせ先

北方町役場税務課 〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

☎(058) 323-1116

町・県民税の計算方法

◎法律等が改正された場合は、改正後の制度で計算します。

(1) 総所得金額	(2) 所得控除額	=	課税総所得金額	×	町民税税率(一律6%)	=	町民税税額控除前所得割額	-	税額控除額等	+	町民税均等割額(3,000円)	+	森林環境税(1,000円)	=	町・県民税年税額
(3) 税額控除前所得割額	(4) 税額控除額等	=	課税総所得金額	×	県民税税率(一律4%)	=	県民税税額控除前所得割額	-	税額控除額等	+	県民税均等割額(2,000円)				

(1) 総所得金額
(2) 所得控除額
(3) 税額控除前所得割額
(4) 税額控除額等

所得税法などの規定によって計算された前年の所得金額
総所得金額から差し引かれる金額

課税総所得金額×税率

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等

○調整控除

町・県民税と所得税では、人的控除額(基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等)に差があります。この差によって生じる負担増を調整するため、町・県民税所得割額から下表の額が控除されます。

合計課税所得金額	控除される金額
200万円以下	(イ) 人的控除額の差の合計額 (ロ) 合計課税所得金額 } いずれか少ない金額の5%
200万円超	{ 人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) } × 5% ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%に相当する金額	課税総所得金額から人的控除差額調整額を控除した金額	割合
1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金	0円以上 195万円以下	84.895%
2 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金	195万円超 330万円以下	79.79%
3 所得税法等に規定する寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの	330万円超 695万円以下	69.58%
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの	695万円超 900万円以下	66.517%
ただし1のうち特例控除対象の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	900万円超 1,800万円以下	56.307%
	1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

○住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額がある場合は、控除限度額の範囲内で町・県民税(所得割)から控除します。

所得控除の計算

⑮生命保険料控除の計算

<計算式1> 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)		<計算式2> 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)	
支払額	控除額の計算式	支払額	控除額の計算式
～12,000円	支払額全額	～15,000円	支払額全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
56,001円～	限度額28,000円	70,001円～	限度額35,000円

	支払額の合計	計算式1・2に基づき計算した金額		
新生命保険料	A	計算式1 イ	イ+ロ(限度額28,000円) へ	円
旧生命保険料	B	計算式2 ロ	ロかへのいずれか大きい金額 ト	円
新個人年金保険料	C	計算式1 ハ	ハ+ニ(限度額28,000円) チ	円
旧個人年金保険料	D	計算式2 ニ	ニかチのいずれか大きい金額 リ	円
介護医療保険料	E	計算式1 ホ	ホ+ト+リ(限度額70,000円) セ	円

⑯雑損控除の計算

A 損害金額	B 保険金などの補填金額	C 差引損失額(A-B)	D 総所得金額等
円	円	円	円
E (D×10%)	F (C-E)	G Cのうち災害関連支出金額	H (G-50,000円)
円	円	円	円

FとHのいずれか多い方の金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑯に記入してください。

○給与所得金額計算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額(給与所得控除後の給与等の金額)
以上	未満	
0	551,000	0円
551,000	1,619,000	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額
1,619,000	1,620,000	1,069,000円
1,620,000	1,622,000	1,070,000円
1,622,000	1,624,000	1,072,000円
1,624,000	1,628,000	1,074,000円
1,628,000	1,800,000	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)
1,800,000	3,600,000	「A×2.8-80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,600,000	「A×3.2-440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,500,000	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額

○所得金額調整控除

次の1または2に該当する場合は、算出した所得金額調整控除の額が、その年分の給与所得の金額から控除されます。(1、2の両方に該当する場合はそれらの合計額)

1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する場合
イ 本人が特別障害者
ロ 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者
ハ 扶養親族が年齢23歳未満
控除額 = {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%
※1円未満の端数は切り上げ

2. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合。
控除額 = {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)
+ 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

○配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

⑰地震保険料控除の計算

A 支払った旧長期損害保険料(年間)	B 支払った地震保険料(年間)
円	円

Aの金額	C控除額	Bの金額	D控除額
～5,000円	Aの金額	～50,000円	B×1/2
5,001円～15,000円	A×1/2+2,500円	50,001円～	一律25,000円
15,001円～	一律10,000円	C+D	限度額25,000円

C+Dの金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑰に記入してください。

⑱医療費控除の計算

A 支払った医療費	B 保険金などの補填金額	C (A-B)	D 総所得金額等
円	円	円	円
	E (D×5%)	F 10万円とEの少ない方の金額	C-F
	円	円	円

C-Fの金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑱に記入してください。

※特例(セルフメディケーション税制)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除されます。セルフメディケーション税制を選択する場合は次の金額となります

【支払った特定一般用医薬品等購入費の額-保険金などで補填される金額-12,000円】

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 4 所得から差し引かれる金額

「3」の欄を記入後、「4」の欄を記入してください。(⑮⑯⑰⑱)は4ページの[所得控除の計算]で計算してください。)

⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき健康保険・国民年金・厚生年金・介護保険料などを支払った場合にその支払った額が控除されます。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料、後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除にはなりません。																																																									
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく掛金または心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合にその支払った額が控除されます。																																																									
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財などを保険の目的とした地震保険・損害保険など、または傷害、医療費の支払いを保険の目的とした損害保険契約などの保険料または掛金を支払った場合に控除されます。																																																									
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財などを保険の目的とした地震保険・損害保険など、または傷害、医療費の支払いを保険の目的とした損害保険契約などの保険料または掛金を支払った場合に控除されます。 (1)地震保険 地震等により被った損害部分に対して保険金等が支払われる保険 (2)旧長期損害保険 満期返戻金があり保険期間または共済期間が10年以上の保険																																																									
⑰	寡婦控除	あなたが夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族がある人、前年中の合計所得金額が500万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人にすべて該当する場合に控除されます。	26万円																																																								
⑱	ひとり親控除	あなたが夫と死別した後再婚していないまたは夫が生死不明などで、前年中の合計所得金額が500万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人に該当する場合に控除されます。	30万円																																																								
⑲	勤労学生控除	あなたが前年中の合計所得金額が75万円以下で、うち給与所得など以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の場合に控除されます。 ☆在学証明書を添付または提示してください。	26万円																																																								
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族が身体障害者手帳等の交付を受けている人、及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人に該当する場合に控除されます。																																																									
	障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級程度など	26万円																																																								
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度など	30万円																																																								
	同居特別障害者	特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、またはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人	53万円																																																								
㉑	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人、事業専従者を除く）の所得が48万円以下の場合は配偶者控除、配偶者の所得が48万円超133万円以下の場合は配偶者特別控除を受けることができます。前年の途中で死亡した人も含まれます。内縁関係は含まれません。																																																									
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td colspan="2">控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人(70歳以上(S29.1.1以前に生まれた人))</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td colspan="2">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="2">控除額</td> </tr> <tr> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額					配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人(70歳以上(S29.1.1以前に生まれた人))	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		控除額		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																							
控除額																																																											
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																																							
	老人(70歳以上(S29.1.1以前に生まれた人))	38万円	26万円	13万円																																																							
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		控除額																																																								
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																							
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																							
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																							
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																							
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																							
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																							
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																							
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																								
㉒	扶養控除	あなたと生計を一にする親族（他の所得者の扶養親族とされる人、事業専従者を除く）の所得が48万円以下の場合は次の区分により扶養控除を受けることができます。前年の途中で死亡および出生した人も含まれます。																																																									
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(a)一般の控除対象扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(b)特定扶養親族</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(c)老人扶養親族</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> </table>	区分		控除額	(a)一般の控除対象扶養親族		33万円	(b)特定扶養親族		45万円	(c)老人扶養親族	同居老親等	45万円	同居老親等以外	38万円																																											
区分		控除額																																																									
(a)一般の控除対象扶養親族		33万円																																																									
(b)特定扶養親族		45万円																																																									
(c)老人扶養親族	同居老親等	45万円																																																									
	同居老親等以外	38万円																																																									
㉓	16歳未満の扶養親族	平成20年1月2日以後に生まれた扶養親族です。控除対象ではありませんが、町・県民税の算定に必要ですので、扶養している場合は必ず記入してください。																																																									

住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号などを記入してください。

《記入例》

北方町長様 令和6年度町民税・県民税申告書兼国民健康保険税等申告書

住所 本巣郡北方町 長谷川1丁目1番地

職業 小売業

個人番号 123456789012

提出年月日 令和6年1月1日

氏名 北方太郎

提出者 代表者

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険税 400,800円 国民年金 159,600円	支払った保険料 560,400円
生命保険料控除	新国民年金保険料の計 30,000円 新国民年金保険料の計 100,000円 新国民年金保険料の計 60,000円 介護医療費保険料の計 30,000円	支払った保険料 220,000円
地震保険料控除	地震保険料の計 31,000円 旧長期損害保険料の計 10,000円	支払った保険料 41,000円

4 所得から差し引かれる金額

基礎控除	2,400,000円
雑損控除	43,000円
医療費控除	50,000円
合計	2,493,000円

5 分離課税所得

課税	短期長期	種別	収入金額	必要経費	所得金額
給与	長期	給与	1,580,000円	163,500円	1,416,500円
不動産	短期	不動産	241,350円	0円	241,350円
雑所得	短期	雑所得	170,000円	0円	170,000円
合計			1,991,350円	163,500円	1,827,850円

6 贈与に関する事項

贈与者	受贈者	個人番号	種別	生年月日	事業専従者控除	収入金額	必要経費	所得金額
北方太郎	北方花子	678912345678	配偶者(子)	2012.08.08	あり	500,000円	0円	500,000円

無職、学生などの人は、申告書裏面の上部該当欄に記入してください。

㉔	基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合は基礎控除を受けることができます。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額		控除額	2,400万円以下		43万円	2,400万円超2,450万円以下		29万円	2,450万円超2,500万円以下		15万円
あなたの合計所得金額		控除額													
2,400万円以下		43万円													
2,400万円超2,450万円以下		29万円													
2,450万円超2,500万円以下		15万円													
㉕	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(他の所得金額等が48万円以下の人)が災害や盗難、横領などにあった場合に控除されます。													
㉖	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に控除されます。(最高200万円) セルフメディケーション税制を選択する場合は区分欄に「1」を記入してください。(最高8万8千円) ☆医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を作成して添付してください。													
		土地建物等の譲渡所得のある人、株式等の譲渡所得・配当所得について分離課税方式を選択される人は、記入の上収入金額や必要経費などのわかる書類(明細書など)を添付してください。													

1 収入金額等 2 所得金額

所得金額=収入金額-必要経費-特別控除など

ア	①	営業等	販売・飲食・製造・修理・サービス業・外交員・大工などの営業から生ずる所得や、作家などの自由職業の事業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価・租税公課・雇人費・地代家賃・減価償却費などです。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「7 営業所得等計算」に記入してください。																																																							
イ	②	農業	農作物の生産、果樹の栽培または家畜飼育などから生ずる所得です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「8 農業所得計算」に記入してください。																																																							
ウ	③	不動産	地代・家賃・賃貸料のような不動産などの貸付から生ずる所得です。必要経費は損害保険料・修繕費・租税公課・減価償却費・借入金利子などです。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「10 不動産所得の収入状況」に記入してください。																																																							
エ	④	利子	公社債および預貯金の利子などの所得です。																																																							
オ	⑤	配当	株式会社などの法人から受ける利益の配当、余剰金の分配などによる所得です。なお、一定の上場株式などの配当は、県民税として源泉徴収されますので、申告をしなくてもよいこととなっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。配当の種類などは、申告書裏面の「11 配当所得に関する事項」に記入してください。 ※上場株式の配当等で、所得税において総合課税又は申告分離課税を選択し住民税においては申告しない「申告不要制度」は令和5年度(令和4年分)で廃止となりました。令和6年度(令和5年分)以降は所得税と住民税の申告を一致させる必要があります。																																																							
カ	⑥	給与	給与、賞金、賞与などの所得をい、パート、アルバイトによる収入を含みます。源泉徴収票のない人は、収入の内訳などを申告書裏面の「9 給与所得の内訳」に記入してください。所得金額については裏面の「給与所得金額計算表」で求めてください。(所得金額調整控除後の金額)																																																							
キ	⑦	(公的年金等)	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの公的年金の所得です。公的年金などにかかる所得の計算は次のとおりです。																																																							
			<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">受給年齢</th> <th rowspan="2">収入金額</th> <th colspan="3">公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">65歳未満(昭和34年1月2日以後に生まれた人)</td> <td>40万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>40万円超50万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>50万円超60万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>60万円超130万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>130万円超410万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた人)</td> <td>90万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>90万円超100万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>100万円超110万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>110万円超330万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>330万円超410万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>410万円超770万円以下</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	受給年齢	収入金額	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満(昭和34年1月2日以後に生まれた人)	40万円以下	0円	0円	0円	40万円超50万円以下	0円	0円	0円	50万円超60万円以下	0円	0円	0円	60万円超130万円以下	0円	0円	0円	130万円超410万円以下	0円	0円	0円	410万円超770万円以下	0円	0円	0円	65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた人)	90万円以下	0円	0円	0円	90万円超100万円以下	0円	0円	0円	100万円超110万円以下	0円	0円	0円	110万円超330万円以下	0円	0円	0円	330万円超410万円以下	0円	0円	0円	410万円超770万円以下
受給年齢	収入金額	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																								
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																						
65歳未満(昭和34年1月2日以後に生まれた人)	40万円以下	0円	0円	0円																																																						
	40万円超50万円以下	0円	0円	0円																																																						
	50万円超60万円以下	0円	0円	0円																																																						
	60万円超130万円以下	0円	0円	0円																																																						
	130万円超410万円以下	0円	0円	0円																																																						
	410万円超770万円以下	0円	0円	0円																																																						
65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた人)	90万円以下	0円	0円	0円																																																						
	90万円超100万円以下	0円	0円	0円																																																						
	100万円超110万円以下	0円	0円	0円																																																						
	110万円超330万円以下	0円	0円	0円																																																						
	330万円超410万円以下	0円	0円	0円																																																						
	410万円超770万円以下	0円	0円	0円																																																						
ク	⑧	雑(業務)	ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達、著述家以外の人の原稿料や印税、講演料など、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの所得です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。																																																							
ケ	⑨	雑(その他)	生命保険の年金など、他のいずれにもあてはまらない所得です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。																																																							
コ	⑩	総合課税の譲渡	土地建物以外の機械・器具、ゴルフ会員権、金地金などの資産の譲渡による所得です。特別控除は最高50万円です。短期 取得の日以後5年以内の譲渡 長期 取得の日以後5年超の譲渡(総所得金額に算入するのは1/2の額です) 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																																							
一時			賞金、懸賞当せん金、払戻金、生命保険契約などの一時金などの所得です。特別控除は最高50万円です。総所得金額に算入するのは1/2の額です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																																							

6 寄附金に関する事項

対象となる寄附を行った場合は税額控除を受けることができますので、該当欄に寄附額を記入してください。なお、対象となる寄附金や控除される税額は裏面の「寄附金税額控除」の欄を参照してください。
☆寄附金の受領証など、寄附金税額控除のための書類を添付してください。

専従者控除	あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その事業に6ヶ月を超える期間もっぱら従事している人がいる場合に控除されます。控除額は次のうちいずれか少ないほうの金額 (1)50万円(配偶者である場合は86万円) (2)事業にかかる所得金額÷(専従事業者+1)
-------	--

※給与所得者で給与及び年金以外の所得がある場合に、給与及び年金以外の所得分に対する町・県民税を給与から天引きする(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)かを選択できますので、申告書右下の希望する納税方法に○印をつけてください。